

EU競争法：最近の動向と今後の展望

EU競争法セミナー
～EU競争法の更なる理解のために～

ブラッセル、於：欧州連合日本政府代表部
2013年2月26日 (火)

亀岡 悦子
バンバール アンド ベリス法律事務所
米国NY州・ベルギー弁護士会会員 ekameoka@vbb.com

この資料は、セミナーでの講演をご理解いただくための一般情報で、この中に記載されている情報は法的助言ではありません。

具体的案件についての法的助言については、弁護士にご相談ください。

EUカルテル規制

- EU機能条約第101条により、価格設定、市場分割、顧客割り当て、ビジネス上の重要機密の情報交換、生産制限などに関する企業間の取り決めに禁止する。
- 日本の公正取引委員会に当たる欧州委員会競争総局（European Commission DG Competition）が主な執行機関である。
- EUカルテル規制の流れ
 欧州委員会 → 欧州連合司法裁判所（一般裁判所 → 司法裁判所）
- EUにおける審査と並行して加盟国で審査される可能性もある。日本企業11社を含むガス絶縁開閉装置カルテル事件では、欧州委員会が総額約7億5000万ユーロの制裁金を課しただけでなく、チェコ当局も2006年8月にカルテル審査を開始し、翌年4月にチェコ競争法違反として制裁金を課している。
- 現行EUカルテル規制は行政手続であり、日本のような刑事罰は定められていない。加盟国レベルでは、英国のように刑事罰を課す国もある。
- 日本、米国、カナダ、韓国など他の法域の競争当局と協力して審査する事件も増加（自動車部品カルテル事件）。そのための対処に追われる企業の負担も増加の傾向。

カルテル執行政策

- EUと日本のカルテル執行政策の違いは、5つのポイントによって説明される。
 - 広範な権限
 - 大変高額な制裁金
 - 制裁金減免政策
 - 和解制度 (2008年に導入)
 - 欧州裁判所への上訴

- EUカルテル規制は、EU市場に効果を及ぼす(例えば、EUでの販売に関係するなど)カルテルを規制する。
 - 関与企業がどこに設立されているか、反競争的行為(会議やコンタクト)がどこで行われたかは関係がない。

欧州委員会の権限

- 事業所への立入検査の際に、欧州委員会は以下の権限を有する。
 - 事業所からアクセス可能なPCに保管されている情報も含む、審査に関連するすべての書類の提出を要請（請求書、議事録、手帳、旅行記録、契約書など）することができる。
 - 提出された書類のコピーや要約を取ることができる。
 - 事実や書類の説明を要請することができる。
 - 事業所の封鎖や記録を封印することができる（立入検査は通常数日必要なため、検査官が、夜間に証拠廃棄されることのないようにする意図で行う）。

- 質問書を日本にある本社に送付。

- 和解手続開始などの手続中の広範な裁量。

- 制裁金額設定についての広範な裁量。

制裁金制度

- 欧州委員会の制裁金の計算は、2006年の制裁金ガイドラインに基づく。
 - ステップ 1: 基本額が設定される。基本額は、違法行為が行われた製品の売上高の割合(30%まで)で定められる。
 - ステップ 2: 基本額に違法行為の期間を掛ける (年数を掛ける)。
 - ステップ 3: エントリーフィー (15 から25 %) が加えられることがある (通常、ハード・コアカルテルの場合)。
 - ステップ 4: 増額・減額事由を考慮に入れる(制裁金支払い不能の主張など)。
 - ステップ 5: 抑止効果を狙って、大企業に対し増額の可能性がある (通常、2あるいは3倍)。
 - ステップ 6: 最終額は、事業者の前年度の総売上高10%を超えないよう調整される。

制裁金減免制度

- 2006年、欧州委員会は新たな制裁金減免告示を採択した。制裁金減免制度は、カルテル関与企業に違法行為関与を認めることと引き換えに、制裁金の減額や免除を認める制度である。
- 免除は、欧州委員会の立入検査を可能にし、あるいはEU機能条約第101条違反の証明を可能にさせた最初の企業に認められる。
- この制度は、カルテル審査の著しい増加をもたらした。
- 最近の例では、2012年12月5日に欧州委員会が7社に14億ユーロ以上の制裁金を課したブラウン管カルテル事件がある。制裁金減免額は、各社の欧州委員会への協力のタイミング、提出した証拠などによって決められた。

制裁金減免制度

- 1つの違法行為につき、1つの制裁金減免申請ができる。
- 最初の申請者にのみ免除が認められるため、スピードは重要である。
- 著しい付加価値のある証拠を提供した申請は、制裁金減額を得ることができる。

- 減額レベル
 - 最初の申請者: 免除 = 100%減額
 - 第2申請者: 30-50% 減額
 - 第3申請者: 20-30% 減額
 - その後の申請者: 20% までの減額

和解手続

- 和解手続は、2008年に導入され、制裁金減免告示と制裁金ガイドラインを補完する。
- 基本的に、和解手続は、欧州委員会が簡略手続を通して企業とカルテル案件について解決方法を見出す制度である。
 - 企業は、カルテル参加と違法行為への責任を認め、簡略手続を受け入れる（欧州委員会が保管する書類へのアクセスは制限的、聴聞はなし、言語は1つ）。制裁金として支払うべき額の最高予想額が提示される。
 - 制裁金減免制度による減額に加えて、欧州委員会は制裁金の10%減額を認める。
- 欧州委員会は、和解制度に適する案件かを決定するにつき広い裁量を有する。

和解制度

欧州委と企業がカルテルの内容・証拠について協議



欧州委が企業に和解制度に興味があるか打診



欧州委が企業にカルテルに関する証拠と、課されうる制裁金額を通知



企業がカルテルへの参加と自社の責任を認諾



企業が和解申出を欧州委に提出



和解決定異議告知書



制裁金を減額する和解決定

和解手続

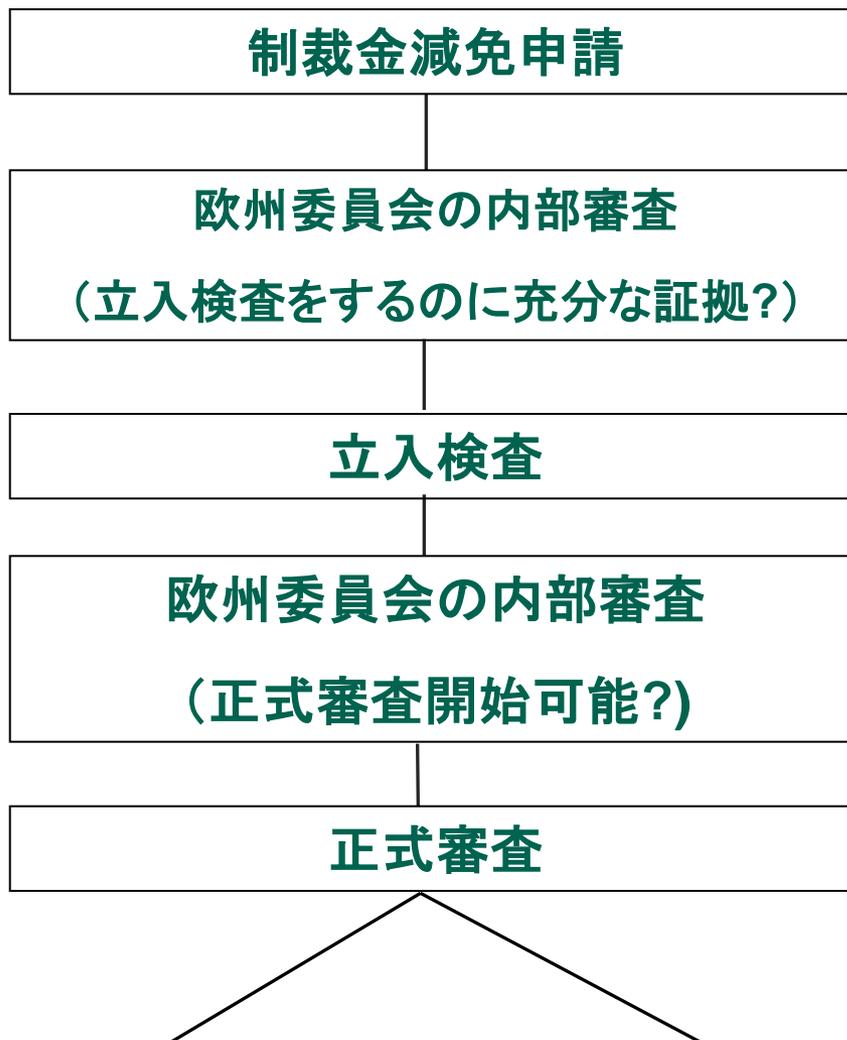
- **DRAM 事件での最初の和解手続 (2010年5月)以来、合計6つの事件において適用されている。**
- **2011年10月19日のCRTガラスカルテル事件でも和解手続が採用されている。**
 - 日本企業2社とドイツ企業1社が、制裁金減免制度と和解手続による減額を含めて1億2900万ユーロの制裁金を賦課されている。
 - カルテルに関与した韓国企業は、制裁金を免除された。
- **過去の和解手続の例は、この簡略手続が実際には10%の減額以上の利益になることを示す。**
 - 当事者は、和解手続中の数々の会議やコンタクトを通し、違法行為の範囲や制裁金のレベルについて、欧州委員会の考えを知ることができるだけでなく、自社の見解を述べる機会を得ることができる。例: 基本額を計算する際に使用される売上高の割合
 - 情報が外部に漏れる可能性が少ない(和解手続では、欧州委員会決定のページ数が30ページ以内である)。そのため損害賠償請求訴訟を起こす際、間接的な結果として、入手できる情報が少なくなる。

和解手続

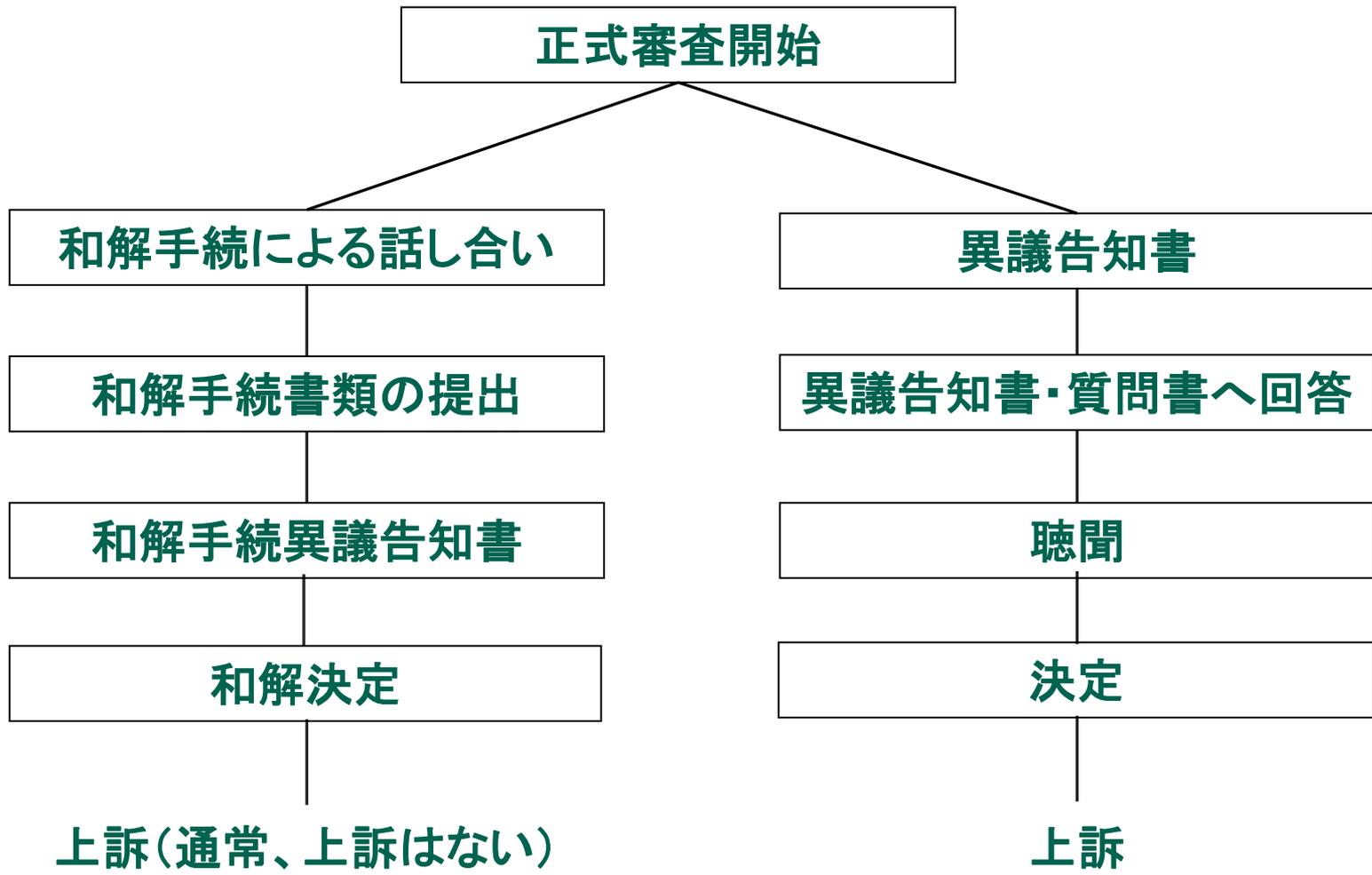
- 日本では導入されていない。
- 米国の司法取引との違い
 - 和解手続は取り調べ審査の段階が終わった後から始まる。そのため、違法行為の疑いを受けた企業が弁護の機会を与えられる手続段階での手続簡素化が意図されている。この点、企業（通常、制裁金減免制度において他社に遅れた者）が司法省の捜査や他社への立入り検査を援助する目的での米国での司法取引とは異なる。
 - 刑事手続の一環
- 他の法域での審査との関連
 - 和解手続で欧州委員会審査が終了しても、他の法域で審査が始まる可能性がある

例 ブラジル当局によるDRAM事件

制裁金減免制度と和解制度



VAN BAEL & BELLIS



カルテル コンプライアンス

- 欧州委は、2011年11月にコンプライアンスに関する冊子を公表。
- コンプライアンス・プログラムの実施は、制裁金減額事由とはならない。もし減免事由とすると、欧州委員会は、個々のコンプライアンス・プログラムを審査しなくてはならず、実務上大変負担が大きくなるからである。また、カルテル・コンプライアンスをすべての企業に要求することは、コンプライアンス作成の費用等を考えると、平等の原則に反する恐れがある。

企業結合 (1)

- EU機能条約第101条と102条は、EU競争法の基本となる条文だが、EU機能条約には企業結合についての特別な規定はない。その後、様々な変遷を経て、EU企業結合は、1989年に理事会で採択された「企業結合規則」という特別なEU立法によって規制されることになった。
- EU企業結合規則で届出義務の対象となる企業結合は、「共同体規模」を有する結合取引である。その基準は、原則として全世界とEU加盟国における当事者の売上高によって定められている。そのため、日本企業同士の買収案件でも、「共同体規模」に当たると判断されることがある。そして、EUレベルの取引だと考え、欧州委員会に届出しても、欧州委員会と加盟国がこの取引は一定の加盟国が審査すべきと判断すれば、その加盟国に案件は付託されることもある。逆も可能である。欧州委員会は、原則として3つ以上の加盟国で審査が可能な結合をEUレベルとして審査を担当することができる。

企業結合 (2)

■ ガンジャンピング

- 最近の例 エレクトラベル事件

■ 今後の課題

- 支配権を取得するには至らない少数株式の取得についての取り扱い

- 現行制度では、欧州委員会への事前届出は原則として不要。但し、どの程度の取得が「少数」なのか不明確。
- しかし、欧州委員会は、少数株式の取得も事前届出を要するという改正を検討中。
- 今年中に、欧州委員会が提案を発表し、それに対し意見募集「コンサルテーション」を行う予定。

支配的地位濫用 (1)

■ 競争法と特許戦略: サムスン携帯電話基本特許事件

- 欧州委員会競争総局は2012年1月31日に、サムスンの行為がEU競争法102条(支配的地位の濫用)に違反するかを調べるために正式審査を開始した。サムソンは、1998年に欧州テレコムスタンダード・インスティテュート(ETSI/欧州電機通信標準化協会)との取り決めにより、公平で合理的かつ無差別な条件(いわゆるFRAND条件)で、必要不可欠な基本特許をユニバーサル・テレコミュニケーション・サービス(UMTS)にライセンスすることを約束している。しかし、サムソンはライセンス交渉中、このFRAND条件を遵守せず、複数のEU加盟国にて、競合企業を相手取って差し止め請求を提起した恐れがあると欧州委員会は考えている。
- 2012年12月、欧州委員会はサムソンに携帯電話の特許問題に関し異議告知書を送付した。2011年にサムソンは、複数のEU加盟国で、欧州携帯電話基準に関する基本特許侵害を理由に競合する携帯電話メーカーを提訴しているが、その行為が、すべての基本特許をFRAND条件でライセンスする旨のETSIとの上記の取り決め違反し、支配的地位濫用に当たるとはなないかが審査されている。

支配的地位濫用(2)

- FRAND条件については、2010年に改正された欧州委員会の「水平的契約についてのガイドライン」に詳細が説明されているが、ETSIなどの標準設定機関は、標準設定に不可欠な基本特許に関して、FRAND条件に基づいてライセンスする義務をライセンサーに課することができる。この義務により、標準となった技術へのアクセスが広がり、新たな技術のイノベーションを可能にする。同様の義務は、ETSIにより数多くのランセンサーが負っており、特に、欧州で3Gやワイヤレス・コミュニケーション・システムの標準が設定された際に課されたようである。
- 審査は、必ずしも高額な制裁金を課す決定を導くことを意味するものではないので、数年の審査の後、正式決定に至らないこともある。また、EU加盟国レベルでの審査を妨げるわけでもない。次々に新機種が開発されるスマートフォン分野で、実際、特許判決や標準特許についての競争法審査がどこまで効果的に作用しているのかという議論は、EU特有の問題ではない。

EU競争法違反行為に基づく損害賠償請求訴訟

- 欧州委員会は、2005年のグリーン・ペーパー、2008年のホワイト・ペーパー、2012年の欧州委員会ワーク・プログラムなどによって、EU競争法違反行為を理由とする損害賠償制度が不十分であり、制度設立が必要であることを確認。現在、加盟国裁判所における効率的な損害賠償、欧州委員会と加盟国当局の役割の明確化を図った立法を準備中。
- さらに、欧州議会は、EUにおける集団的損害賠償制度を確立すべきと提案。これに続き、欧州委員会も集団的損害救済制度について、2011年に意見募集を実施している。
- 現在のところEUレベルの制度では、米国型クラスアクション制度、懲罰的損害賠償請求制度、弁護士成功報酬制度は導入しない予定。ただし、EU加盟国レベルでは、懲罰的損害賠償制度を既に採用している国もある。